

電気・ガス価格激変緩和対策等事業に係る電気料金の特別措置 (沖縄電力・沖縄セルラー)

1. 適用範囲

本特別措置は、au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下「供給約款」といいます。）及び au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）料金表（以下「料金表」といい、供給約款とあわせて「約款等」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに、沖縄セルラー電話株式会社が適用します。

2. 定義

約款等に定義される用語は、本特別措置において別段の定めのない限り、本特別措置においても同様の意味で使用いたします。

3. 適用期間

適用期間は、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までといたします。

4. 料金の特別措置

お客さまの電力量料金は、料金表 1（契約種別）(3)にかかわらず、料金表 11（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5. 燃料費調整単価の特別措置

(1) お客さまの燃料費調整単価は、料金表 11（燃料費調整）(1)口の定めにかかわらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (2)\text{の基準燃料費調整単価} - (5)\text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1,000}$$

$$+ \text{離島ユニバーサルサービス調整で算定された値}$$

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	81,500 円
--------	----------

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.480 円（2.728 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.248 円（0.273 円）

(5) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）		
		2023年6月1日 日から2023年 8月31日	2023年9月1日 日から2024年 4月30日	2024年5月1日 日から2024年 5月31日
最低料金	1契約につき 最初の10キロワット時まで	91.00円 (100円)	45.60円 (50円)	22.80円 (25円)
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時につき	9.10円 (10円)	4.56円 (5円)	2.28円 (2.5円)

		税抜額（税込参考額）		
		2024年6月1日 日から2024年 7月31日	2024年8月1日 日から2024年 9月30日	2024年10月1日 日から2024年 10月31日
最低料金	1契約につき 最初の10キロワット時まで	0円 (0円)	36.40円 (40円)	22.80円 (25円)
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時につき	0円 (0円)	3.64円 (4円)	2.28円 (2.5円)

		税抜額（税込参考額）		
		2024年11月1日 日から2024年 12月31日	2025年1月1日 日から2025年 2月28日	2025年3月1日 日から2025年 3月31日
最低料金	1契約につき 最初の10キロワット時まで	0円 (0円)	22.80円 (25円)	11.90円 (13円)
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時につき	0円 (0円)	2.28円 (2.5円)	1.19円 (1.3円)

		税抜額（税込参考額）		
		2025年4月1日 日から2025年 6月30日	2025年7月1日 日から2025年 7月31日	2025年8月1日 日から2025年 8月31日
最低料金	1契約につき 最初の10キロワット時まで	0円 (0円)	18.20円 (20円)	21.90円 (24円)
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時につき	0円 (0円)	1.82円 (2円)	2.19円 (2.4円)

		税抜額（税込参考額）
		2025年9月1日 日から2025年

		9月30日
最低料金	1 契約につき 最初の 10 キロワット時まで	18.20 円 (20 円)
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1.82 円 (2 円)

6. その他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

本特別措置は、2025年6月25日から実施いたします。